

一括有期事業(年度更新)

○平成26年度確定保険料の申告では、平成26年度中(平成27年3月31日まで)に終了した事業を申告していただきますが、事業開始時期に関わらず、**暫定措置が適用になります。**

賃金総額の算定に際しては、請負金額(税込)に105/108を乗じて得た額(円未満の端数は切り捨て)に旧労務費率を乗じてください。

☆年度更新時、「労働保険一括有期事業報告書」の提出が必要になりますが、以下の通り作成をお願いします。

①同一の労務費率ごとに、「請負金額の内訳」欄の「請負金額」の計の欄を2段に分割し、上段については消費税を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た金額を記入してください。

②上記①の処理後、「賃金総額」の計の欄を2段に分割し、上段については個々の工事ごとの賃金総額の合計額を、下段については「請負金額」の計の欄の下段の額に当該労務費を乗じて得た額を記入してください。

請負金額× 105/108 × 労務費率 × 労災保険率 = 労災保険料

★詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。(労務費率 暫定措置 について)